

ナイジェリア

商標規則

1967年のL.N. 70, 第42条及び第45条に基づく

施行：1967年7月18日

目次

規則 1 略称

規則 2 解釈

規則 3 手数料

規則 4 様式

規則 5 商品の分類

旧登録による商品の再分類

規則 6 指定変更に係る登録所有者の申請

規則 7 提案及び異議申立の公告

規則 8 指定変更及び変更後の登録

書類

規則 9 書類の大きさ等

規則 10 パートナーシップによる書類の署名

規則 11 会社による書類の署名

規則 12 団体による書類の署名

規則 13 書類の送達

宛先

規則 14 宛先

規則 15 送達宛先

代理人

規則 16 代理人

登録可能な商標及び予備的助言(第17条)

規則 17 登録可能な商標

規則 18 ナイジェリア等の紋章

規則 19 市等の紋章

規則 20 生存している者又は最近死亡した者

規則 21 商標に用いられている商品の名称又は説明

規則 22 識別性についての予備的助言

商標指定の登録出願

- 規則 23 出願様式。指定
- 規則 24 出願の宛先
- 規則 25 標章の表示
- 規則 26 追加の様式及び表示
- 規則 27 表示の耐久性
- 規則 28 別個の出願
- 規則 29 得心する表示
- 規則 30 例外的な場合の商標の見本
- 規則 31 連続商標
- 規則 32 翻字及び翻訳文

商標登録出願を受領した際の手続

- 規則 33 調査
- 規則 34 無条件の又は条件付の認容：異論
- 規則 35 登録官の異論等及び聴聞
- 規則 36 登録官の条件等及び聴聞
- 規則 37 登録官の決定
- 規則 38 権利の部分放棄

防護商標

- 規則 39 第 32 条に基づく出願

証明商標

- 規則 40 第 43 条に基づく出願
- 規則 41 手続を進める許可
- 規則 42 主張；規約案
- 規則 43 所轄の当局による指示

出願の公告

- 規則 44 出願の公告
- 規則 45 木版又は電気版印刷
- 規則 46 連続商標の公告
- 規則 47 第 21 条又は第 41 条に基づく公告

登録に対する異議申立

- 規則 48 異議申立
- 規則 49 異議申立書
- 規則 50 反対陳述書
- 規則 51 異議申立の裏付証拠
- 規則 52 出願の裏付証拠
- 規則 53 異議申立人による応答証拠

規則 54 追加証拠
規則 55 証拠物件
規則 56 聴聞
規則 57 異議申立手続における期間延長
規則 58 費用の保証金
規則 59 争われない事件の費用
規則 60 第 43 条に基づく出願に対する異議申立

未完了

規則 61 12 月以内の未完了

登録簿への記入及び連合標章

規則 62 登録簿への記入
規則 63 連合標章
規則 64 登録前の出願人の死亡
規則 65 登録証

更新

規則 66 登録更新
規則 67 商標を登録簿から抹消する前の通知
規則 68 2 回目の通知
規則 69 不納の公告
規則 70 商標の登録簿からの抹消
規則 71 標章の抹消の記録
規則 72 更新及び回復の通知及び公告

譲渡及び移譲

規則 73 譲渡又は移譲の記入に係る共同申請
規則 74 後の所有者による譲渡又は移譲の記入に係る申請
規則 75 申請において記載する事項
規則 76 申請に伴う主張
規則 77 権利の証拠
規則 78 営業権なしでの譲渡の記入申請
規則 79 登録簿への記入
規則 80 別個の登録
規則 81 使用されている商標の営業権なしの譲渡の公告に係る登録官の指示

宛先の変更

規則 82 登録簿における宛先の変更

訂正に係る登録官への申請(第 31 条, 第 32 条, 第 38 条及び第 39 条)

規則 83 訂正又は登録簿からの商標の抹消に係る申請
規則 84 後続の手續
規則 85 第三者による参加

訂正，変更，取消若しくは商品の抹消による登録簿の変更又は権利の部分放棄，付記若しくは注記の記入に係る申請(第 40 条(1))

規則 86 第 40 条(1)に基づく申請
規則 87 証拠
規則 88 一定の申請の公告
規則 89 有効性証明書の注記

登録商標の変更に係る申請

規則 90 登録標章の変更
規則 91 決定前の公告
規則 92 決定：公告 告示
規則 93 公告における図解

証明商標に関する記入及び規約の訂正に係る所轄の当局の命令

規則 94 所轄の当局による証明商標に関する記入の訂正

証明商標の規約の変更

規則 95 規約の変更

登録使用者

規則 96 登録使用者の記入申請
規則 97 記入及び通知
規則 98 登録所有者の記入変更に係る申請
規則 99 記入の取消に係る登録所有者又は使用者による申請
規則 100 第 34 条(5)(c)に基づく記入の取消に係る申請
規則 101 通知及び聴聞
規則 102 登録使用者の第 40 条(2)に基づく申請
規則 103 登録官による取消
規則 104 期間の延長

期間の延長

規則 105 非就業日
規則 106 聴聞
規則 107 聴聞の申請
規則 108 聴聞の通知
規則 109 聴聞の公開
規則 110 決定の通知

証拠を免除する権限
規則 111 証拠の免除

訂正
規則 112 書類の訂正

証明書
規則 113 登録官による証明書
規則 114 色彩の限定なしに登録された標章
規則 115 外国における登録取得の際に使用する証明書

宣言
規則 116 宣言をさせる方法及び者
規則 117 宣言をさせる公務員の印のそれ自体による確知

調査
規則 118 調査

業務日時
規則 119 業務日時

裁判所に対する申請及び裁判所の命令
規則 120 裁判所に対する申請
規則 121 裁判所の命令
規則 122 裁判所の命令の公告

第 1 附則(規則 3)手数料
第 2 附則 様式の一覧
様式(省略)
第 3 附則(規則 5)商品の分類
第 4 附則(規則 5)商品の分類
類の名称

規則 1 略称

本規則は、標章規則として引用することができる。

規則 2 解釈

(1) 本規則において、文脈上他を意味する場合を除き、次に掲げる語は、ここでそれぞれに与える意味を有する。即ち、

「法」とは、商標法をいう。

「代理人」とは、登録官が得心するように適正に授権されている代理人をいう。

「公報」とは、第 63 条に基づいて発行される商標公報をいう。

「弁護士」とは、弁護士法により与えられている意味を有する。

「庁」とは、ナイジェリア国アブジャ連邦首都地域商標登録官庁をいう。

「附則」とは、本規則に付属する附則の 1 つをいう。

「条」とは、法の何れかの条をいう。

「指定」とは、商標又は商標の登録使用者の登録対象であるか又は登録対象に予定されている商品の指示をいう。

(2) 本規則において、法若しくは本規則により又はこれらに基づいて付与されている権限又は職務との関係での「所轄の当局」とは、国会又は法律に従ってかかる権限若しくは職務が付与若しくは委任されているその他の当局若しくは公務員をいう。

規則 3 手数料

商標に関して納付する手数料は、第 1 附則に規定する手数料とする。また、この手数料は登録官に納付するものとし、登録官は、本規則に基づいて受領したすべての手数料を国庫に払い込む。

規則 4 様式

本規則にいう様式は、第 2 附則に記載する様式であり、この様式は、該当するすべての場合に使用されるものとし、かつ、その他の場合に適合させるために、登録官が指示するところにより修正することができる。

規則 5 商品の分類

(1) 法の施行前の日付の商標、登録及びそれに基づく登録使用者の登録の目的では、商品は、第 3 附則に記載される方法で分類する。ただし、規則 6 に従って何れかの指定が第 4 附則に変更された場合はこの限りでない。

(2) 法の施行以後の日付の商標登録及びそれに基づく登録使用者の登録の目的並びに規則 6 に従って指定が変更された日付の日付の登録の目的では、商品は、第 4 附則に記載される方法で分類する。

旧登録による商品の再分類

規則 6 指定変更に係る登録所有者の申請

(1) 登録商標の指定が第 3 附則に基づいている場合は、登録所有者は、商品の当該指定

からの抹消を伴うか伴わないかを問わず、当該指定が第4附則に基づくように、ただし、登録が元の日付を維持するように、当該指定を変更するよう、様式42により登録官に申請することができ、また、当該登録に基づく登録使用者の商品の指定を同様に変更する請求を当該申請に含めるものとする。そのときは、登録官は、第42条(3)に従って、登録簿の改訂に用いるべきであると登録官が考える様式を示す提案を書面により登録所有者に通知する。

(2) 第4附則の同一の類に該当する商品に関する3件以上の商標登録であって同一の登録日を有するものは、本条規則に基づく変更により併合することができる。

規則7 提案及び異議申立の公告

(1) 第42条(3)に基づく改訂の提案の公告は、公報において行い、異議申立の通知は公告の日から1月以内に様式43により行うものとし、かつ、当該通知の捺印していない写し及び提案されている変更が第42条(2)に反することになることを示す申立書正副2通を添える。

(2) 登録官は、直ちに前記の写しを登録所有者に送付するものとし、登録所有者は、当該写しの受領から1月以内に、当該異議申立を争う理由を詳細に記載した反対陳述書を登録官に送付することができ、かつ、そうした場合は、その写しを異議申立人に届けるものとする。登録官は、それを受けて、当該問題に係る証拠を要求又は許容することができ、また、何れかの当事者が希望した場合は、当該問題について決定を下す前に、それについて聴聞を受ける機会を両当事者に与えるものとする。

規則8 指定変更及び変更後の登録

規則6に従った指定変更に係る提案が公告され、かつ、異議申立がなされずに異議申立の期間が満了したか又は異議申立がなされてそれに決定が下され、変更が許容された場合は、登録官は、公告された提案又は異議申立若しくはそれに対する上訴の後訂正され、その後公報において公告された提案に従った変更を実行するのに必要なすべての記入を登録簿に行うものとし、かつ、かかる記入を行った日を登録簿に記入する。また、「最後の登録の失効」の語は、第23条に基づく次の登録更新を決定する目的で、変更後のすべての記入について、変更前の登録に関して有していた日付と同一の日付を想定している。

書類

規則9 書類の大きさ等

登録官が下す別段の指示に従うことを条件として、登録官に対して行うこと、差し置くこと又は送付することを法又は本規則により許可又は要求されているすべての出願、通知、申立書、表示が添付された書面又はその他の書類は、フルスキャップ紙を用い、法定宣誓書及び宣誓供述書の場合を除いて片面のみを用い、およそ13インチ×8インチの大きさとし、かつ、その左方に1インチ半以上の余白を設けるものとする。

規則10 パートナiershipによる書類の署名

パートナiershipの署名に代わって署名される書類は、すべてのパートナーの完全名称

を記載し、かつ、すべてのパートナー若しくはパートナーシップの代理として署名する旨を申し立てる何れかの有資格者又は当該書類に署名する権限を与えられている旨を登録官に得心させるその他の者により署名されなければならない。

規則 11 会社による書類の署名

法人に代わって署名される書類は、当該法人の長又は秘書役若しくはその他の役員又は当該書類に署名する権限を与えられている旨を登録官に得心させるその他の者により署名されなければならない。

規則 12 団体による書類の署名

人的団体に代わって署名される書類は、適正な資格を有すると登録官が判断する者により署名されることができる。

規則 13 書類の送達

(1) 登録官又はその他の者に対して行うこと、差し置くこと又は送付することを法又は本規則により許可又は要求されているすべての出願、通知、申立書、表示が添付された書面又はその他の書類は、料金前納郵便で送付することができる。また、そのように送付された出願又は何れの書類も、それが入った郵便物が通常の郵便業務において配達されるであろう時に行われ、差し置かれ又は送付されたものとみなされる。また、かかる送付を証明する際は、当該郵便物が適正に宛てられ、郵便に出されたことを証明すれば十分である。

宛先

規則 14 宛先

- (1) 登録官に宛先を提出することが法又は本規則により義務付けられているときは、届け出る宛先は、すべての場合において、宛先の者の業務所を誰でも容易に見付けられるよう、できる限り詳細なものでなければならない。
- (2) 登録官は、宛先に街路の名称及び存在する場合は建物の街路番号又は名称を含めるよう求めることができる。

規則 15 送達宛先

- (1) 登録官は、ナイジェリアにおいて居住しても業務を営んでもいない出願人、異議申立人若しくは代理人又は商標の登録所有者若しくは登録使用者に対し、ナイジェリアにおける送達宛先を提出するよう求めることができ、この宛先は、問題の事項に関連するすべての目的で当該人の現実の宛先として扱うことができる。
- (2) 商標の登録所有者若しくは登録使用者又はかかる者としてまさに登録されようとしている者は、希望するときは、登録簿への記入のために送達宛先を様式 33 により提出することができ、登録官はこの宛先を記入することができる。
- (3) 本条規則に基づく様式 33 によるすべての申請は、登録出願人若しくは登録所有者若しくは場合に応じて登録使用者又はこれらの者によりかかる申請の目的で明示的に授権

された代理人により署名されなければならない。ただし、例外的な事情において登録官が別途許容する場合は、この限りでない。

(4) 登録簿に送達宛先が記入されていない場合は、登録官は、登録簿に記入されている登録所有者又は登録使用者の業務宛先を登録に関連するすべての目的で当該人の送達宛先として扱うことができる。

(5) ある者の送達宛先として登録官に届けられたか又は登録官に扱われる宛先でその者に前記のように宛てられたすべての書面による通信は、適正に宛てられたものとみなされる。

(6) 登録官は、登録簿に記入された送達宛先が引き続き有効であるか否かについて疑義が生じた時はいつでも、そのために当該記入が行われた者に対し、登録簿中のその者の業務宛先に宛てた書状により、当該送達宛先を確認するよう請求することができ、かつ、かかる請求を行なってから 3 月以内に登録官が当該宛先について何らの確認も受領しなかった場合は、登録官は、これを登録簿から抹消することができる。

代理人

規則 16 代理人

(1) 本規則により別段の要求がなされている場合を除いて、登録官に対して行うこと又は提出することが法又は本規則により要求又は許容されているすべての出願、請求又は通知並びに出願人又はかかる請求を行なうか若しくはかかる通知を提出する者と登録官との間の、及び商標の登録所有者又は登録使用者と登録官又は他の何れかの者との間の他のすべての通信は、代理人により又は代理人を通じて署名し、行い又は提出することができる。

(2) かかる出願人、請求を行なうか若しくは通知を提出する者、所有者又は登録使用者は、様式 1 又は登録官が十分とみなすその他の様式によるその趣旨の委任状に署名して登録官に送付することにより、法及び本規則に基づく登録官の下の又は登録官に影響を及ぼす手続又は事項において自己のために措置する代理人を選任することができる。かかる選任があった場合は、手続又は事項に関するすべての書類の代理人に対する送達は代理人を選任した者に対する送達とみなされ、手続又は事項に関して選任した者に差し向けるべきすべての通信は代理人に宛てることができ、かつ、これらに関する登録官へのすべての応対は代理人により又は代理人を通じて行うことができる。登録官は、特定の場合において出願人、異議申立人、所有者、登録使用者又はその他の者の自署又は立会を求めることができる。

(3) 登録官は、商標代理人としての信用を傷付けるような行為をしたことが証明された者、刑事有罪判決を受けた者、弁護士名簿から名称が抹消された者又は弁護士として業務を行うことについて一時停止処分を受けている者(一時停止の期間中)を代理人として認める義務を負わない。

登録可能な商標及び予備的助言(第 17 条)

規則 17 登録可能な商標

(1) 登録官は、次に掲げる語を用いている標章の登録出願を拒絶することができる。

(a) 「特許」、「特許済」、「登録済」、「登録意匠」、「著作権」、「これを偽造することは偽造罪になる」の語又は同様の趣旨の語

(b) 「赤十字」又は「ジュネーブ十字」の語並びにジュネーブ十字及びその他の赤色の十字若しくは赤地に白色の若しくは赤地に銀色のスイス連邦十字の表示又は類似の色のこのような表示

(2) 登録出願がなされている商標に何れかの色の十字の表示であって前記の最後の副段落にいうものではないものが用いられている場合は、登録官は、出願人に対し、認容の条件として、赤色又は赤地に白色の若しくは赤地に銀色の若しくは類似の色の十字形を用いないことを約束するよう求めることができる。

規則 18 ナイジェリア等の紋章

登録出願がなされている商標に次に掲げる要素を用いてはならない。

(a) ナイジェリアの紋章又はある国の紋章(又はこれらと間違えられる虞があるほどよく類似している紋章)の表示

(b) 国旗の表示

(c) 「大統領」、「知事」といった語又は何れかの文字若しくは図形で、出願人が公式資格での大統領又は州知事に雇用されているか若しくは雇用されていたか又はこれらに商品を供給していると人に考えられる可能性がある(その是非を問わない)態様で用いられる場合のもの

規則 19 市等の紋章

国、市、町、場所、団体、法人、機関又は人の紋章、記章、騎士道勲章、勲章又は旗の表示が標章に用いられている場合において登録官が要求したときは、登録官が当該標章の登録手続を進める前に、当該表象の登録及び使用に対する同意が、かかる同意を与える権限を有すると登録官が考える公務員又はその他の者から登録官に与えられなければならない、かかる同意がない場合は、登録官は、当該標章の登録を拒絶することができる。

規則 20 生存している者又は最近死亡した者

何れかの者の名称又は肖像が商標に用いられている場合において登録官が要求したときは、登録官が当該標章の登録手続を進める前に、同意がその者から登録官に与えられなければならない、また、最近死亡した者の場合はその法定代理人から同意が与えられなければならない、かかる同意がない場合は、登録官は、当該標章の登録を拒絶することができる。

規則 21 商標に用いられている商品の名称又は説明

(1) 何れかの商品の名称又は説明が商標に用いられている場合は、登録官は、そのように名付けられているか又はそのように説明されている商品以外の商品に関して当該標章を登録することを拒絶することができる。

(2) 何れかの商品の名称又は説明が商標に用いられていて、使用される場合により当該

名称又は説明が変化する場合、登録官は、その標章の登録をその商品及びその他の商品に関して許容することができるものとし、かつ、その場合は、出願人は、その出願書類において、当該名称又は説明は、当該標章が当該指定の対象の商品ではあるがそのように名付けられているか又はそのように説明されている商品以外のものに用いられる場合は変化する旨を記載しなければならない。

規則 22 識別性についての予備的助言

(1) 何れかの商品に関して登録簿の A 部又は B 部への商標登録を出願しようとする者は、前記の商品に関して、当該商標が第 9 条にいう意味で本来的に識別に適しているか又は場合に依りて第 10 条にいう意味で本来的に識別が可能であると一応登録官に考えられるか否かについての助言を様式 30 により又はその者が規則 118 に基づく申請を行う場合は様式 29 により、登録官に申請することができ(当該商標の表示の写しを申請様式に添えるものとする)、また、第 4 附則の異なる商品の類に属する商品に関しては別途申請するものとする。

(2) 商標の登録出願の際に納付した手数料の払戻を受ける目的で第 17 条(2)に基づいて提出する登録出願取下の通知は、登録官の異論の通知の日から 2 月以内に書面により提出する。

商標指定の登録出願

規則 23 出願様式。指定

(1) 商標登録のための登録官への出願は、出願人又はその代理人が署名する。証明商標又は防護商標以外の商標に関しては、出願は様式 2 により行う。証明商標又は防護商標に関する出願は、それぞれ様式 5 又は様式 32 により行う。各出願は、第 4 附則の 1 つの類の商品のみに関する登録に係るものでなければならない。

(2) その商標の登録出願が第 44 条(5)に定義する条約国においてなされたか又はなされたとみなされるとの理由で第 44 条に基づく優先権を主張するすべての出願において、その国の名称を記すほか、当該先の出願の日を記載するものとし、かつ、出願人は、その国の登録官又はその他の登録当局による証明書を提出するか又はその国でなされたか若しくはなされたとみなされる出願をその他の方法で登録官が得心するように証明しなければならない。

(3) 1 つの類に含まれる全商品又は多くの種類の商品に関する登録出願の場合は、登録官は、当該出願の認容を拒絶することができる。ただし、それが登録されたときは、出願人が行っているか又は行おうとしている使用方法により当該指定が正当化されると登録官が得心した場合はこの限りでない。

規則 24 出願の宛先

すべての商標登録出願は、ナイジェリア国アブジャ連邦首都地域連邦商業省商標登録官に対して作成し、同官に宛て、かつ、送付するものとする。

規則 25 標章の表示

(1) すべての商標登録出願において、その目的で出願様式に設けた個所に当該標章の表示を載せるものとする。

(2) 表示が前記の個所より大きい場合は、その表示は、リネン、トレース布又は登録官が適切と考えるその他の材料に張る。台紙の一部は、前記の個所に添付するものとするが、残りの部分は折りたたんで差し支えない。

規則 26 追加の様式及び表示

(1) 商標(証明商標以外のもの)の各登録出願と共に、当該標章の追加の表示 4 個を様式 3 により送付する。

(2) 出願における標章の表示及びその写し(ある場合)並びに追加の表示は正確に対応するものでなければならない。

(3) 追加の表示には、すべての場合に、随時登録官が求めるすべての事項を注記する。求められた場合は、かかる事項に出願人又はその代理人が署名する。

規則 27 表示の耐久性

すべての標章の表示は耐久性があるものでなければならないが、出願人は、必要な場合は、様式 3 の表示に代えて、規則 9 に規定する大きさのフルスキャップ紙による表示に前記の注記を付して提出することができる。

規則 28 別個の出願

異なる類での同一の標章の登録出願は別個の出願として扱われ、かつ、規則 6 に基づく指定の変更によるとその他の方法によるとを問わず、2 以上の類の商品に関して同一の番号の下で商標が登録されているすべての場合に、別個の各類に含まれる商品に関する登録は、法のすべての適用上、別個の登録とみなされる。

規則 29 得心する表示

登録官は、ある標章の表示に得心しない場合は、出願に係る手続を進める前にいつでも、得心する別の表示に代えるよう求めることができる。

規則 30 例外的な場合の商標の見本

(1) 図面若しくはその他の表示又は見本を前述の方法で提出することができない場合は、当該商標の見本又は写しを、現尺か又は縮尺で、登録官が最も便宜と考える様式により、送付することができる。

(2) 登録官は、例外的な場合において、表示によってはうまく示すことができない商標の見本又は写しを庁に寄託することもでき、かつ、登録簿において、登録官が適切と考える方法でそれを引用することができる。

規則 31 連続商標

第 25 条(1)に基づいて連続商標の登録に係る出願を行うときは、連続商標の各商標の表示を、すべて前述のように、出願様式、その写しで捺印されていないもの(存在する場合

のみ)及び添付された様式3のそれぞれに含める。

規則 32 翻字及び翻訳文

(1) 商標にローマ字以外の文字による語が含まれる場合は、登録官が別段の指示をした場合を除いて、出願様式及び添付された様式3のそれぞれの裏に、かかる語それぞれの登録官が得心するのに十分な翻字及び翻訳文を書き込むものとし、また、かかる書込みのすべてにおいて、かかる語が属する言語を記載し、かつ、出願人又はその代理人が署名するものとする。

(2) 商標に英語以外の言語による語が含まれている場合は、登録官は、その正確な翻訳文及び当該言語の名称を求めることができ、かつ、登録官が要求する場合は、当該翻訳文及び名称には、前記のような裏書及び署名を付する。

商標登録出願を受領した際の手続

規則 33 調査

登録官は、何れかの商品に関して商標の登録出願を受領したときは、同一の商品又は商品の説明に関して、出願された標章と同一であるか又は出願された標章が誤認若しくは混同を生じさせる虞があるほどに同標章に類似する標章が記録に存在するか否かを確認する目的で、登録標章及び係属出願について調査をさせるものとし、かつ、登録官は、当該出願を認容する前はいつでも調査を繰り返すことができるが、その義務を負わない。

規則 34 無条件の又は条件付の認容：異論

登録官は、かかる調査並びに出願書類及び使用もしくは識別性に係る証拠又は出願人が提出するか若しくは提出することを求められるその他の事項の検討の後、当該出願を無条件で認容するか、それに異論を唱えるか又は登録官が課することが正当と考える条件であって補正、権利の部分放棄、修正若しくは限定を付することを条件としてそれを認容する旨を表示することができる。

規則 35 登録官の異論等及び聴聞

登録官は、出願に異論を唱える場合は、その異論を出願人に書面により通知するものとし、かつ、2月以内に出願人が聴聞を申請するか又は当該異論に対する応答を書面により行わなかった場合は、出願人は、その出願を取り下げたものとみなされる。

規則 36 登録官の条件等及び聴聞

登録官は、何れかの条件、補正、権利の部分放棄、修正又は限定を条件として出願を認容する場合は、かかる意図を書面により出願人に伝達するものとし、また、出願人は、かかる条件、補正、権利の部分放棄、修正又は限定に異論を有する場合は、当該伝達の日から1月以内に、聴聞を申請するか又はよく考えた異論を書面により伝達するものとし、そうしない場合は、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。また、出願人は、前記の条件、補正、権利の部分放棄、修正又は限定に異論を有さない場合は、直ちに書面により登録官に通知し、その出願をそれに則して変更するものとする。

規則 37 登録官の決定

(1) 規則 35 又は規則 36 にいう聴聞におけるか又は出願人が異論若しくは応答を書面により適正に伝達し、かつ、聴聞を受けることを希望しない旨を申し立てた場合の聴聞なしでの登録官の決定は、書面により出願人に伝達されるものとし、出願人が当該決定に異論を有する場合は、出願人は、1 月以内に、様式 4 により申請することにより、登録官に対し、その決定の理由及びその決定に至る際に登録官が用いた材料を書面により陳述するよう要求することができる。

(2) 出願人が異論を有さない要求を登録官が行った場合は、出願人は、登録官がかかる陳述書を発令する前にそれに従うものとする。また、かかる陳述書が出願人に送付された日を、上訴の目的での登録官の決定の日であるとみなす。

規則 38 権利の部分放棄

登録官は、出願人の商標が登録された場合に、出願人の権利がどのようなものになるかを公衆一般が理解できるようにする上で適切と登録官が考える権利の部分放棄を出願に挿入するよう出願人に求めることができる。

防護商標

規則 39 第 32 条に基づく出願

(1) 第 32 条に基づく防護商標の登録出願は、様式 32 により登録官に行い、登録官に宛てて送付するものとし、かつ、出願人がその出願の裏付として依拠する事実の全詳細を記載した主張申立書であって出願人又はその目的で登録官が承認したその他の者が作成した法定誓約書により証明されたものを添える。

(2) 出願人は、前記の誓約書と共に又はその後、登録官による請求の後であるか否かに拘らず、提出することを希望するその他の証拠を送付することができ、かつ、登録官は、出願に関して決定を下す前に、証拠全体を検討する。他のすべての点に関しては、本規則が適切であり、かつ、別段の申立がないときは、通常の商標の登録出願に本規則が適用されるのと同様に、防護商標に係る出願にも本規則が適用される。

証明商標

規則 40 第 43 条に基づく出願

第 43 条に基づく証明商標の登録出願は、様式 5 により登録官に対して行い、かつ、出願正副 2 通若しくは様式 5 の捺印されていない写し 2 通又は様式 3 による当該標章の追加の表示 6 個を添えるものとする。

規則 41 手続を進める許可

(1) 本規則は、通常の商標の登録に係る出願に適用されるように証明商標の出願にも適用される。ただし、そこでの出願の認容の表現を出願について手続を進める許可の表現に代えるものとし、かつ、規則 35 又は規則 36 にいう事情において出願人が書面により聴聞を申請するか又は応答することをしない場合に、出願人はその出願を放棄したもの

とはみなされない。

(2) 証明商標の登録の出願人の宛先は、本規則によりかかる宛先が要求されるすべての目的で、業務宛先であるものとみなす。

規則 42 主張；規約案

(1) 出願人は、出願と共に又は登録官が求めた場合に、出願の裏付として依拠する理由を記載した主張並びに当該標章の使用及び様式 34 に適用される規約案を何れも正副 2 通で登録官に送付する。

(2) 登録官は、主張の充足性又は規約案の適正性に関する意見を出願人に伝達することができ、出願人は、両文書を修正することができる。

規則 43 所轄の当局による指示

登録官は、出願の手続を進めることを許可する決定を下した場合は、それについて所轄の当局に報告するものとし、また、所轄の当局は、適切と考える証拠をいつでも求めることができ、かつ、求められた場合は法の第 1 附則第 1 段落(5)に規定する指示を出す前に出願人及び登録官を聴聞する。また、かかる指示が出されかつ出願が認容された場合は、所轄の当局に承認された当該標章の使用に適用される規約及び出願様式は、公衆の閲覧に開放する。

出願の公告

規則 44 出願の公告

(1) 第 19 条(1)又は第 1 附則第 2 段落(1)により公告することが要求又は許容されている商標登録出願は、登録官が指示する期間及び態様により公報において公告する。

(2) 当該意図されている登録に対する別の商標の登録所有者又は別の出願人の書面による同意を出願人が提出した後にのみ登録官が手続を進める出願の場合は、「同意により」の語を公告に用いなければならない。

(3) 出願の公告に商標の表示が含まれていない場合は、登録官は、当該公告において、当該商標の見本又は表示が展示のために保管されている場所に言及する。

規則 45 木版又は電気版印刷

前記の公告の目的で、出願人は、適時に、登録官が随時承認又は指示する寸法の、登録官が得心する商標の版木(必要な場合は複数個)を提出することができるか若しくはそうするよう出願人に求めることができ、又は出願人は、登録官が求める情報若しくは当該商標のその他の公告手段を提出しなければならない。また、登録官は、出願人又はその代理人が提出した版木に得心しない場合は、公告の手続を進める前に、別の版木を求めることができる。

規則 46 連続商標の公告

出願が、第 25 条(1)にいう細目に関して相互に異なる連続商標に関する場合は、連続を構成する商標の何れか又はそれぞれについて登録官が得心する版木(必要な場合は複数

個)を提出するよう出願人に求めることができる。また、登録官は、適切と考える場合は、いくつかの商標が相互に異なる態様についての記述を出願公告に挿入することができる。

規則 47 第 21 条又は第 41 条に基づく公告

第 21 条(5)、第 41 条(2)及び第 41 条(4)に基づく公告は、必要な修正を施した上で、登録出願に関する公告と同じ態様で行うことができる。

登録に対する異議申立

規則 48 異議申立

何人も、公報における商標登録出願の公告の日から 2 月以内に、当該登録に対する異議申立を様式 6 により登録官に提出することができる。

規則 49 異議申立書

申立書には、異議申立人が当該登録に異論を唱える理由を記載する。当該標章が既に登録簿に登録されている標章に類似するとの理由に基づいて登録に対する異議申立が行われる場合は、かかる商標の番号及びかかる商標が公告された公報の番号を記載する。また、申立書には、捺印されていない写しを添えるものとし、登録官はその写しを直ちに申立人に送付する。

規則 50 反対陳述書

(1) 出願人は、前記の写しを受領してから 1 月以内に、その出願の裏付として依拠する理由を記載した様式 7 による反対陳述書を登録官に送付する。

(2) 出願人はまた、存在する場合は、異議申立書で申し立てられている事実のうち自らも認めるものを記載する。また、反対陳述書には、捺印されていない写しを添えるものとする。

規則 51 異議申立の裏付証拠

登録官は、反対陳述書及び写しを受領したときは、直ちにその写しを異議申立人に送付し、異議申立人は、写しを受領してから 1 月以内に、異議申立の裏付として提示することを希望する証拠を法定誓約書の形で登録官に差し置くものとし、かつ、かかる証拠の写しを出願人に届ける。

規則 52 出願の裏付証拠

異議申立人が証拠を差し置かなかった場合において、登録官が別段の指示をしなかったときは、異議申立人はその異議申立を放棄したものとみなされるが、異議申立人が証拠を差し置いた場合は、出願人は、当該誓約書の写しを受領してから 1 月以内に、出願の裏付として提示することを希望する証拠を法定誓約書の形で登録官に差し置くものとし、かつ、かかる証拠の写しを異議申立人に届ける。

規則 53 異議申立人による応答証拠

異議申立人は、出願人の誓約書を受領してから 1 月以内に、法定誓約書による応答証拠を登録官に差し置くことができ、また、かかる証拠の写しを出願人に届ける。この証拠は、厳に応答の事項に限定しなければならない。

規則 54 追加証拠

何れの側も追加証拠を差し置いてはならないが、登録官の下のいずれの手続においても、登録官は、適切と考えるときはいつでも、適切と考える費用その他に関する条件の下に証拠を差し置くことを出願人又は異議申立人に許可することができる。

規則 55 証拠物件

(1) 異議申立において提出された誓約書に証拠物件が存在する場合は、各証拠物件の写し又は印影を他方当事者の請求に基づきかつその費用において同人に送付するものとし、また、かかる写し又は印影をうまく提出することができない場合は、原本を、閲覧に公開できるように、登録官に差し置くものとする。

(2) 原本の証拠物件は、登録官が別段の指示をした場合を除き、聴聞において提示されなければならない。

規則 56 聴聞

(1) 登録官は、証拠が完了したときは、当該事件における主張を聴聞する日を全当事者に通知するものとし、また、その日は、通知の日から少なくとも 14 日後とするが、全当事者がそれより早い日に同意するときはその限りでない。

(2) 前記の通知を受領してから 7 日以内に、出頭する意図を有する当事者はその旨を様式 8 により登録官に通知し、また、前記の通知を受領したが、それを受領してから 7 日以内に前記の意図を様式 8 により登録官に通知しなかった当事者は、聴聞を受けることを希望しないものとして扱うことができ、登録官は、それに則して措置することができる。

規則 57 異議申立手続における期間延長

異議申立手続において何れかの当事者に期間の延長が認められた場合は、登録官は、その後、適切と考える場合は、前記の当事者を聴聞することなく、他の当事者に、後続の措置をとるための期間の合理的な延長を認めることができる。

規則 58 費用の保証金

登録官は、異議申立書を提出した者又はかかる申立書の写しを受領した後反対陳述書を送付した出願人に対し、登録官が適正とみなす形の、登録官の下の手続の費用に関する、登録官が適正とみなす金額の保証金を供託するよう求めることができ、かつ、異議申立手続の如何なる段階においても、当該事件において登録官が決定を下す前の何れかの時に追加の保証金を供託するよう求めることができる。

規則 59 争われない事件の費用

異議申立が出願人により争われない場合は、登録官は、費用を異議申立人に裁定すべきか否かを決定する際に、異議申立書を提出する前に合理的な通知が異議申立人から出願人に提出されていたならば手続が避けられたか否かを検討する。

規則 60 第 43 条に基づく出願に対する異議申立

何人も、証明商標の登録出願の公報における公告の日から 1 月以内に、登録官に対し、様式 6 により、法の第 1 附則第 2 段落(1)にいう異議申立の通知を提出することができ、かつ、規則 49 及び規則 59 をそれに関する手続に適用する。また、何人も、様式 37 により、前記の第 1 附則第 2 段落(2)にいう異議申立の通知を所轄の当局に提出することができ、かつ、規則 49 から規則 59 までを、様式 38 を様式 7 の代わりにし、様式 39 を様式 8 の代わりにして、それに関する手続に準用するものとし、かつ、何れの当事者も、何らかの疑義が生じた場合は、登録官又は場合に応じて所轄の当局に指示を申請することができる。

未完了

規則 61 12 月以内の未完了

出願人における懈怠の理由により出願日から 12 月以内に商標登録が完了しなかった場合は、登録官は、様式 9 による未完了の通知書を出願人にその業務宛先で出すものとするが、出願人が当該出願の目的で代理人に委任している場合は、登録官は、その代わりに、通知書を代理人に送付し、その写しを出願人に送付するものとし、かつ、当該通知が送付された日から 14 日までに又は登録官が許容する追加の期間内に登録が完了しなかった場合は、出願人は、当該出願を放棄したものとみなされる。

登録簿への記入及び連合標章

規則 62 登録簿への記入

(1) 登録官は、商標登録出願の公報における公告の日から 2 月の経過後できる限り速やかに、異議申立及びそれに係る決定を俟って、第 22 条(1)及び(2)の規定に従うことを条件として、かつ、様式 10 による所定の手数料の納付を俟って、当該商標を登録簿に記入する。

(2) 出願人が規則 45 に従って版木を提出した場合は、出願人は、出願様式に用いられた表示であって、規則 65 により登録官が登録証に添付することを要求されているものとするすべての点において合致する当該商標の表示を手数料と共に送付する。

(3) 登録簿への商標の記入においては、登録日、登録の対象である商品及び第 2 条に掲げるすべての事項を載せるものとするが、それには、業務宛先及び送達宛先(その記入に係る様式 33 による申請が承認された場合)の双方、業務、知的職業、職業又は所有者に係るその他の説明事項の詳細、出願様式に記入されている所有者による約束の詳細、登録又は登録により付与される権利の範囲に影響を及ぼす事項並びに規定されるその他の事項が含まれる。

(4) 意図されている登録に対する別の商標の登録所有者又は別の登録出願人の同意書を出願人が提出した後にのみ登録官が認容する前述の出願の場合は、登録簿への前記の記入においては、それが「同意による」旨を記載するものとし、かつ、当該先の登録又は登録出願の番号を記載する。

規則 63 連合標章

(1) ある標章が別の標章と連合して登録されている場合は、登録官は、先に言及した標章との関連でそれが連合している標章それぞれの番号を登録簿に注記し、また、連合標章それぞれとの関連で先に言及した標章の番号もその標章がこれらと連合している標章であるとして登録簿に記入するものとする。

(2) 第 27 条(2)に基づく、2 個以上の連合商標の間の連合の解消に係る登録所有者による登録官への申請は様式 20 により行い、かつ、申請の理由を含めるものとする。

規則 64 登録前の出願人の死亡

商標登録の出願日の後、出願の対象である商標が登録簿に記入される前に出願人が死亡した場合は、登録官は、所定の公告期間の満了及び当該出願に対する異議申立に係る決定の後、出願人の死亡に得心が行くのを俟って、死亡した出願人の代わりに、当該商標を所有する者の名称、宛先及び説明を、当該所有権が登録官の得心が行くように証明されたときに登録簿に記入する。

規則 65 登録証

商標が登録されたときは、登録官は、様式 11 による証明書を出願人に交付し、かつ、それに当該標章の写し(規則 62 に基づいて出願人が提出した当該標章の表示でも差し支えない)を添付する。

更新

規則 66 登録更新

何人も、商標の最後の登録の失効前 3 月以内に、標章の登録更新に係る手数料を様式 12 により登録官に差し置くことができ、かつ、当該人が登録所有者でない場合は、(それが真実であることを条件として)自己が登録所有者から当該手数料を納付するよう指示された旨の当該様式による申立に署名し、自己の宛先を記すものとする。また、登録官は、後続の措置をとる前に、次に掲げる何れかを行うことができる。

(a) 当該手数料を差し置いた者に対し、登録所有者が署名した手数料の納付に係る授權書を 10 日以内に提出するよう求めること、また、当該人がかかる授權書を提出しなかった場合は、当該手数料を返却し、それを受領しなかったものとして取り扱うこと

(b) 手数料を受領した旨及び登録は然るべき時に更新される旨を登録所有者に伝達すること

規則 67 商標を登録簿から抹消する前の通知

標章の最後の登録の失効前 1 月以上 2 月以下の日に、様式 12 により手数料が受領されて

いない場合は、登録官は、失効が迫っていることを書面により登録所有者に通知する。

規則 68 2 回目の通知

標章の最後の登録の失効前 14 日以上 1 月以下の時点で、前記のように手数料が受領されていない場合は、登録官は、登録所有者に、その業務宛先及び存在する場合は送達宛先で通知書を送付する。

規則 69 不納の公告

標章の最後の登録の失効の日に更新手数料が納付されていない場合は、登録官は、その事実を直ちに公報において公告し、かつ、その公告から 1 月以内に更新手数料を様式 12 により、様式 13 による追加手数料と共に受領した場合は、当該標章を登録簿から抹消することなく、登録を更新することができる。

規則 70 商標の登録簿からの抹消

規則 69 にいう公告から 1 月の満了時にそこに言及されている手数料が納付されていない場合は、登録官は、最後の登録の失効の日付で当該標章を登録簿から抹消することができるが、様式 12 による更新手数料が様式 14 による回復手数料と共に納付されたときは、それがそうするためだけであることを得心した場合に、かつ、登録官が課することを適切と考える条件の下に、当該標章を登録簿に回復することができる。

規則 71 標章の抹消の記録

商標が登録簿から抹消された場合は、登録官は、当該抹消及びその理由を登録簿に記録させる。

規則 72 更新及び回復の通知及び公告

登録の更新又は回復及び更新の際は、その旨の通知を登録所有者に送付するものとし、かつ、当該更新又は回復及び更新を公報において公告する。

譲渡及び移譲

規則 73 譲渡又は移譲の記入に係る共同申請

ある者が譲渡又は移譲により登録商標に対する権利を取得した場合は、当該人は、その権利を登録するよう、登録所有者と共同で、様式 16 により登録官に申請することができる。

規則 74 後の所有者による譲渡又は移譲の記入に係る申請

ある者が規則 73 にいう態様で登録商標に対する権利を取得したが、同規則にいうような共同申請はなされない場合は、当該人は、その権利を登録するよう、様式 17 により登録官に申請するものとする。

規則 75 申請において記載する事項

(1) 規則 73 及び規則 74 に基づく申請には、権利を有する旨主張している者の名称、業務宛先及び説明並びに存在する場合は当該人の主張の基礎である証書の全詳細を記載するものとし、かつ、当該証書は、登録官による検査のために望ましくは申請の時に提示されるものとし、また、パートナーシップのパートナーの完全名称を申請の本体に記載する。

(2) 登録官は、何れの場合でも、検査のために提示された証書の証明謄本を権利の証拠として要求し保持することができるが、当該謄本を公衆による閲覧に開放してはならない。

規則 76 申請に伴う主張

様式 16 又は様式 17 による申請の場合において、自己の権利の登録を申請する者が、それ自体で当該人の権利の証拠を提示することができる書類又は証書に基づいて主張を行わないときは、当該人は、登録官が別段の指示をしない限り、申請の際に又は申請と共に、当該商標の所有者である旨の当該人の主張の基礎である事実であって当該商標が当該人に譲渡又は移譲されたことを示すものの全詳細を述べる主張を陳述するものとする。また、登録官が求めた場合は、当該主張は様式 18 による法定誓約書により証明されなければならない。

規則 77 権利の証拠

登録官は、登録商標の所有者として登録されるよう申請する者に対し、登録官が得心するために必要とする証拠又は追加の証拠を求めることができる。

規則 78 営業権なしでの譲渡の記入申請

(1) 法施行以後の、何れかの商品に関する標章の譲渡に係る規則 73 又は規則 74 に基づく申請においては、

(a) 当該商標が、譲渡の時点で前記の商品の何れかに係る事業において使用されていた否か、

(b) 前記の事業の営業権との関連なしに当該譲渡が行われたか否か

について陳述するものとし、かつ、かかる事情の双方が存在していた場合は、申請人は、第 26 条(4)及び規則 81 に基づく申請により取得した当該譲渡を公告すべき旨の登録官の指示の写し並びに公告の写しその他登録官が求めるものを含む登録官の指示が履行されたとの証拠を登録官に差し置くものとする。また、指示が履行されたことを登録官が得心しない場合は、登録官は、申請に係る手続を進めないものとする。

(2) 第 35 条(4)の適用上、法人を登録商標の後続の所有者として登録することができる期間は、規則 73 又は規則 74 に基づいて申請が行われたときは、公報における商標登録の公告の日から 6 月又は延長を許容することができる期間の前若しくはその期間中の何れかの時点で権利の登録に係る申請人若しくは場合に依じて登録所有者が様式 15 により登録官に行う申請に基づいて登録官が許容する 6 月以下の追加期間とする。

規則 79 登録簿への記入

登録官は、登録されるよう主張する者の権利について得心した場合は、その者が関係商品に関して商標の所有者として登録されるようにするものとし、かつ、登録簿にその者の名称、業務宛先及び説明並びに当該譲渡又は移譲の詳細を記入する。

規則 80 別個の登録

規則 73 又は規則 74 に基づく申請に基づいて、かつ、ある登録の商品の分割及び分離又は場所若しくは市場の分割及び分離の結果として、異なる者がある商標の後続の所有者として同一の番号の下に別個に登録された場合は、そこから生じるこれらの異なる者の名義での別個の登録は、法のすべての目的で、それぞれ別個の登録とみなされる。

規則 81 使用されている商標の営業権なしの譲渡の公告に係る登録官の指示

(1) 第 26 条(4)に基づく登録官に対する申請は、譲受人が様式 40 により行うものとし、かつ、譲渡が行われた日を記載する。申請には、登録商標の場合は登録の詳細を記載するものとし、また、未登録商標の場合は、当該標章を表示し、かつ、第 26 条(3)に従ってそれと共に譲渡された登録商標の詳細を記載する。

(2) 登録官は、追加の情報の証拠を求めることができ、また、さまざまな事項に関して得心している場合は、当該譲渡の公告に関して書面による指示を出すものとする。

(3) 当該申請をすることができる期間の延長に係る登録官に対する様式 41 による請求は、延長を許容することができる期間の前又は当該期間中のいつでも行うことができるが、登録官が許容することができる期間延長は、3 月以下とする。

宛先の変更

規則 82 登録簿における宛先の変更

(1) その業務宛先が変更して登録簿中の記入が不正確になった商標の登録所有者又は登録使用者は、直ちに、様式 19 により登録簿中の宛先を適切に変更するよう登録官に請求するものとし、登録官は、当該事項に得心した場合は、それに則して登録簿を変更する。

(2) 登録簿に記入されたそのナイジェリアにおける送達宛先が、消滅したためか否かを問わず、変更し、登録簿中の記入が不正確になった商標の登録所有者又は登録使用者は、直ちに、様式 33 により登録簿中の宛先を適切に変更するよう登録官に請求するものとし、登録官は、当該事項に得心した場合は、それに則して登録簿を変更する。

(3) その業務宛先又は送達宛先が公の当局により変更され、変更後の宛先が以前と同じ建物を指している商標の登録所有者又は登録使用者は、様式 19 の捺印されていない写し又は場合に応じて様式 33 の捺印されていない写しにより前記の請求を登録官に対して行うことができ、また、その者は、そうしたときは、前記の当局から交付された当該変更の証明書を登録官に差し置くものとし、かつ、登録官は、事件の事実について得心した場合は、それに則して登録簿を変更するが、当該様式への捺印は要求しないものとする。

(4) 商標の複数の登録所有者又は登録使用者の送達宛先として登録簿に記入されている者の宛先の変更の場合は、登録官は、当該宛先が申請人の宛先であるとの証拠に基

づき、かつ、それがそうするためのみであることに得心したときは、様式 33 であって、複数の登録(その詳細は当該様式に記載する)における送達宛先としての当該人の宛先の記入の適切な変更に係る事件に適合するように改訂したものによる当該人からの申請を認容することができ、それに則して当該記入を変更することができる。

(5) 本条規則に基づく様式 33 によるすべての申請は、登録所有者若しくは場合に応じて登録使用者により又はかかる申請の目的でこれらの者から明示的に委任された代理人により署名されなければならない。ただし、例外的な事情において登録官が別途許容する場合はこの限りでない。

訂正に係る登録官への申請(第 31 条, 第 32 条, 第 38 条及び第 39 条)

規則 83 訂正又は登録簿からの商標の抹消に係る申請

(1) 登録簿に何れかの記入を行い、抹消し又は変更するための第 31 条, 第 32 条, 第 38 条又は第 39 条の何れかに基づく登録官に対する申請は、様式 27 により行うものとし、かつ、申請人の利害関係の内容、申請人の主張の基礎である事実及び申請人が求める救済を詳細に記載した申立書を添える。

(2) 当該申請が問題の商標の登録所有者でない者により行われた場合は、当該申請の捺印されていない写し 2 通及び前記の申立書の写し 2 通を申請に添えるものとし、登録官は、直ちにこれらの写しを登録所有者に登録簿に記入されているその業務宛先宛てで、また、当該宛先と異なる送達宛先が登録簿に記入されている場合はその宛先宛てでも送付するものとする。

規則 84 後続の手続

かかる申請が行われ、かつ、その写しが登録所有者に送付されたときは、必要に応じ、規則 50 から規則 59 までの規定を当該申請に関する後続の手続に準用する。ただし、登録官は、登録所有者が反対陳述書を提出しなかったとの理由のみによっては登録簿を訂正し又は登録簿から標章を抹消しないものとし、また、何らかの疑義がある場合は、何れの当事者も登録官に指示を申請することができる。

規則 85 第三者による参加

登録商標でそれに関して様式 27 による申請がなされているものについて利害関係を申し立てる登録所有者以外の者は、様式 28 により登録官に参加の許可を申請し、同申請において自己の利害関係の内容を申し立てることができる。登録官は、(求められた場合は)全関係当事者を聴聞した上で、適切とみなす条件の下で、かかる許可を拒絶又は承認することができる。登録官は、参加の許可に係る申請を何れかの方法で処理する前に、事情により登録官が何れかの当事者に裁定する費用を支払う約束をするよう求めることができる。

訂正，変更，取消若しくは商品の抹消による登録簿の変更又は権利の部分放棄，付記若しくは注記の記入に係る申請(第 40 条(1))

規則 86 第 40 条(1)に基づく申請

訂正，変更，取消若しくは商品の抹消による登録簿の変更又は権利の部分放棄若しくは付記の記入に係る第 40 条(1)に基づく登録官に対する申請は，商標の登録所有者又は当該登録所有者の名義で措置する権限を自己が有する旨を登録官に得心させる者がこれを行うことができる。かかる申請は，該当する場合に応じて様式 19，様式 21，様式 22，様式 23，様式 24，様式 25 及び様式 33 により行うものとする。ただし，様式 23 若しくは様式 24 又は様式 33 による申請には登録所有者又は本規則に基づいて権限を有するその他の者により署名されなければならない。ただし，例外的な事情において登録官が別途許容する場合又は様式 33 の場合に限り，かかる申請の目的で明示的に委任された代理人が署名する。

規則 87 証拠

前条規則にあるような申請の場合は，登録官は，当該申請を行う事情に関して，登録官が適切と考える法定誓約書又はその他のものによる証拠を求めることができる。

規則 88 一定の申請の公告

商標に関して権利の部分放棄又は付記を記入するべき旨の申請が様式 25 により行われた場合は，登録官は，当該申請に関して決定を下す前に，公報において当該申請を公告し，それにより，希望する者が公告から 1 月以内に権利の部分放棄又は付記を記入することに反対する理由を書面により申し立てることができるようにするものとする。

規則 89 有効性証明書の注記

(1) 登録商標の有効性に関して，第 50 条に規定するところにより裁判所が認証した場合は，当該商標の登録所有者は，登録簿の当該記入に，手続の過程において有効性証明書が付与された旨の注記を付加するよう様式 46 により登録官に請求することができ，当該手続の名称を同様式に記載するものとする。

(2) 当該証明書の公認謄本を前記の請求と共に送付するものとし，登録官は，その旨を登録簿に注記して，当該注記を公報において公告する。

登録商標の変更に係る申請

規則 90 登録標章の変更

自己の登録商標に追加又は変更を施すよう第 41 条に基づいて申請することを希望する者は，その申請を様式 26 により行うものとし，当該追加又は変更が施された場合の当該標章の写し 4 通を登録官に提出するものとする。

規則 91 決定前の公告

(1) 登録官は，申請を検討して，それが適切であると考えるときは，当該申請について

決定を下す前に、当該申請を公報において公告する。また、何人も、かかる公告の日から1月以内に、当該申請に対する様式44による異議申立書を、捺印されていないその写しを添えて提出することができ、かつ、それと共に、追加の異論申立書を正副2通により送付することもできる。

(2) 登録官は、異議申立書の写し及び追加の異論申立書の写しを申請人に送付するものとし、かつ、規則50から規則59までの規定を本件に関する後続の手續に準用するものとし、また、何らかの疑義が生じた場合は、何れの当事者も、登録官に指示を申請することができる。

規則 92 決定：公告 告示

登録官は、当該申請を許容することを決定したときは登録簿の当該標章に追加又は変更を施し、また、そのように追加又は変更を施した標章が本規則の規則に基づいて公告されていないときはそれを公報において公告するものとし、かつ、何れの場合も、当該標章が変更されている旨の告示を公報に挿入する。

規則 93 公告における図解

登録官は、登録商標の変更に係る申請に関連し、いつでも、登録官が得心するようかつ前記のとおり追加又は変更を施した標章を公告する上で適切な版本を提出するよう申請人に求めることができる。ただし、当該追加又は変更を言葉により説明する公告では当該事項に利害関係を有する者に理解され難いと登録官が考えることを条件とする。

証明商標に関する記入及び規約の訂正に係る所轄の当局の命令

規則 94 所轄の当局による証明商標に関する記入の訂正

如何なる関係人も、法の第1附則第4段落にいう理由の何れかに基づいて、証明商標の登録簿中の又は証明商標に関する記入を抹消若しくは変更するか又は寄託された関係規約を変更する命令を求めて所轄の当局に申請を行うことができ、かかる申請は様式36により行うものとし、かつ、かかる申請には、当該申請を行う理由の全詳細を記載する。

証明商標の規約の変更

規則 95 規約の変更

(1) 寄託された規約の変更及びそれに対する所轄の当局の同意に係る証明商標の登録所有者による申請は、様式35により行う。

(2) 所轄の当局が前記の申請を公告させる場合において、当該申請に対する異議申立書を所轄の当局に提出することができる期間は公告の日から1月とする。

登録使用者

規則 96 登録使用者の記入申請

ある者の登録商標の登録使用者としての第34条に基づく登録に係る登録官に対する申

請は、当該人及び登録所有者が様式 47 により行うものとする。

規則 97 記入及び通知

(1) 登録使用者の登録簿への記入においては、当該記入に係る申請がなされた日を記載するものとし、その日は、記入に言及される者の登録使用者としての登録日とみなす。

(2) 記入においては、登録使用者の業務宛先を、またその宛先と異なる送達宛先の記載を求める様式 33 による当該人の申請が承認されている場合はかかる宛先も、記載するものとする。

(3) 登録使用者の登録の書面による通知を商標の登録所有者及び前記の登録使用者に送付し、かつ、公報に載せるものとする。

規則 98 登録所有者の記入変更に係る申請

商標の登録使用者の登録の変更に係る当該商標の登録所有者による第 34 条(5)(a)に基づく申請は様式 48 により行うものとし、かつ、当該申請を行った理由の申立書及び当該登録使用者が同意する場合はその同意書を添える。

規則 99 記入の取消に係る登録所有者又は使用者による申請

商標のある登録使用者の登録の取消に係る当該商標の登録所有者又は何れかの登録使用者による第 34 条(5)(b)に基づく申請は様式 49 により行うものとし、かつ、当該申請を行った理由の申立書を添える。

規則 100 第 34 条(5)(c)に基づく記入の取消に係る申請

第 34 条(5)(c)に基づくある登録使用者の登録の取消に係る何れかの者による申請は様式 50 により行うものとし、かつ、当該申請を行った理由の申立書を添える。

規則 101 通知及び聴聞

(1) 登録官は、規則 98、規則 99 及び規則 100 に基づく申請を登録所有者及びその登録がかかる申請の対象となった各登録使用者(申請人でない者)に書面により通知するものとし、かつ、それについて公報における公告により告示する。手続に参加しようとする者は、かかる公告の発表から 1 月以内に様式 51 によりその旨の通知を登録官に提出し、かつ、それと共に自己の参加の理由の申立書を送付する。

(2) 登録官は、それを受けて、かかる通知及び申立書の写しを他方当事者に送付し、当該参加が申請人、登録所有者、登録が問題になっている登録使用者及び参加する他の登録使用者に了知されるようにする。

(3) かかる当事者の何れも、登録官が指定する期間内に、自己の主張を裏付ける証拠を差し置くことができ、登録官は、当事者に聴聞を受ける機会を与えた後、当該申請を認容するか若しくは拒絶するか、又は課することが適正であると登録官が考える条件、訂正、修正又は制限に従うことを条件として認容することができる。

規則 102 登録使用者の第 40 条(2)に基づく申請

第 40 条(2) に基づく申請は、場合に応じ様式 19、様式 21、様式 22 又は様式 33 により、

商標の登録使用者又は登録使用者の名義により行動する権利を有することを登録官に得心させることができる者がこれを行うことができる。また、登録官は、申請が行われた事情に鑑みて適切と考える法定誓約書又はその他による証拠を要求することができる。

規則 103 登録官による取消

(1) 第 34 条 (1) (d) に基づく一定期間に係る登録使用者の登録の場合は、登録官は、当該期間の終了時に登録使用者の記入を取り消す。

(2) 商標の登録対象である商品の一部又は全部が抹消される場合は、登録官は、同時に、当該商標の登録使用者の指定でかかる商品を対象としているものからかかる商品を抹消するものとする。

(3) 登録官は、本条に基づくすべての取消又は抹消を、許容されている使用がそれにより影響を受ける登録使用者及び当該商標の登録所有者に通知する。

規則 104 期間の延長

特定の場合において、登録官が、当該事情は、本規則に基づいて何れかの行為をするか又は何れかの手続をとるための期間であって明示的に法において規定されているか又は規則 78 若しくは規則 81 により規定されている期間ではないものの延長を正当化するものであると得心する場合は、登録官は、当該期間を、自己が指示する他方当事者への通知及びそれに関する手続並びに自己が指示する条件に基づいて延長することができ、かつ、当該延長は、当該行為をなし又は当該手続をとるための期間が満了していても付与することができる。

期間の延長

規則 105 非就業日

何れかの行為又は事柄を庁において行うために法又は本規則に定めた最後の日が庁が開いていない日、すなわち法及び本規則適用上の非就業日に当たるときは、当該非就業日の後の非就業日でない最初の日に、当該行為又は事柄を適法に行うことができる。

自由に裁量することのできる権限

規則 106 聴聞

登録官は、法又は本規則により登録官に与えられた自由に裁量することのできる権限を何れかの者に不利に行使する前に、そのように請求された場合は、当該人をそれについて聴聞する。

規則 107 聴聞の申請

聴聞に係る申請は、ある申請に対する異論を登録官により通知された日又は登録官が自由に裁量することのできる権限を行使しようとするその他の表示がなされた日から 1 月以内に行わなければならない。

規則 108 聴聞の通知

(1) 登録官は、かかる通知を受領したときは、申請を行う者に対し、その者が聴聞を受けることができる日時をその 10 日前に通知する。

(2) 申請を行った者は、通常の郵便業務においてかかる通知が配達されるであろう日から 5 日以内に、当該事項について聴聞を受ける意図があるか否かを登録官に通知する。

規則 109 聴聞の公開

登録商標又は商標登録出願に関連する何れかの事項に関する 2 以上の当事者間の紛争に係る登録官の下の聴聞は、登録官が、聴聞に出席している紛争当事者との協議の後別段の指示をした場合を除いて、公開とする。

規則 110 決定の通知

前記のような自由に裁量することのできる権限を行使した際の登録官の決定は、影響を受ける者に通知される。

証拠を免除する権限

規則 111 証拠の免除

本規則に基づいて、何れかの者が何れかの行為若しくは事柄を行い、何れかの書類に署名し、自分自身のために若しくは何れかの法人に代わって何れかの宣言を行うことを求められているか、又は何れかの書類若しくは証拠を提示し、登録官若しくは庁に差し置くことが求められており、かつ、どのような合理的な理由によっても、当該人がかかる行為若しくは事柄を行い、かかる書類に署名し、かかる宣言を行うことはできないこと、又はかかる宣言、かかる書類若しくは証拠を前記のように提示し若しくは差し置くことはできないことが登録官が得心するように証明された場合は、登録官は、かかる別の証拠の提示を俟って、かつ、登録官が適切と考える条件に従うことを条件として、かかる行為若しくは事柄、署名、宣言、書類又は証拠を適法に免除することができる。

訂正

規則 112 書類の訂正

登録官が適切と考えるときは、登録官が指示する条件に基づいて、商標に係る何れかの書類又は図面若しくはその他の表示を訂正することができ、また、何れの者の利益も害わずに容赦することができることと登録官が考える手続上の瑕疵を是正することができる。

証明書

規則 113 登録官による証明書

(1) 登録官は、法又は本規則により登録官が行うことを許可又は要求されている何れかの記入、事項又は事柄に関して、第 22 条(3)に基づく証明書以外の証明書を交付することができる。ただし、登録官がそのように求めることが適切と考える場合は当該記入、

事項又は事柄に係る利害関係を登録官が得心するように証明することができる者からそのための様式 31 による請求を受領することを条件とする。

(2) 規則 115 に該当する場合を除き、登録官は、証明書に標章の写しを含める義務を負わない。ただし、申請人が当該目的に適する標章の写しを登録官に提出した場合はこの限りでない。

規則 114 色彩の限定なしに登録された標章

標章が色彩の限定なしに登録された場合は、登録官は、外国において登録を取得する目的で、登録簿で当該標章に用いられている色又はその他の色(2 以上で差し支えない)の何れによってもその登録の証明書を付与することができるが、後者の場合においては、証明書には、「外国での登録取得のためにのみ使用」と記される。

規則 115 外国における登録取得の際に使用する証明書

(1) 外国において登録を取得する際に使用するために商標登録証が求められている場合は、登録官は、証明書に標章の写しを載せるものとし、かつ、その目的に適する標章の写しを提出するよう証明書の申請人に求めることができ、申請人がそうしなかった場合は、証明書の交付を拒絶することができる。

(2) 登録官は、当該標章の登録に関する事項で適切と思われるものを証明書に記載することができる。また、登録簿に記載されている権利の部分放棄の何れをもそこから省くことができる。ただし、省いた場合は、「外国での登録取得のためにのみ使用」と証明書に記すものとする。

宣言

規則 116 宣言をさせる方法及び者

法及び本規則により要求されるか又はこれらに基づく手続において使用される法定誓約書は、次のとおりに作成され、署名されるものとする。

(a) ナイジェリアにおいては、宣誓管理官、公証人又はナイジェリアの何れかの地域における現行法により宣誓をさせる権限を与えられているその他の公務員の面前で

(b) その他の国においては、その国で宣誓をさせる権限を有する者の面前で

規則 117 宣言をさせる公務員の印のそれ自体による確知

登録官は、規則 116 によりその面前で宣言書が作成され、署名された旨の宣誓宣言をさせる権限を与えられている者の印又は署名が付され、押捺され又は署名されているとする何れの書類も、その印若しくは署名の真正性又はその者の公的資格若しくは当該宣言をさせるその者の権限に係る証拠なしに、許容することができる。

調査

規則 118 調査

何人も、様式 29 により、本規則第 4 附則の 1 つの類に分類された特定の商品に関して調

査を行わせるよう登録官に請求することにより、当該様式に写しの表示が付されている商標に類似する標章が調査の日において記録に存在するか否かを確認させることができる。登録官は、かかる調査を行わせ、かつ、その結果を、当該請求を行なった者に通知させるものとする。

業務日時

規則 119 業務日時

庁は、月曜日から金曜日までの午前 8 時から正午までの時間に庁を公衆に開くものとし、また、登録簿を、本規則第 4 附則に定める手数料の納付を条件として、閲覧に開放する。ただし、祝祭日及び庁の目につきやすい場所に立てる掲示板により随時告知する日を除く。

裁判所に対する申請及び裁判所の命令

規則 120 裁判所に対する申請

法に基づくすべての裁判所に対する申請は、登録官に送達される。

規則 121 裁判所の命令

法に基づく何れかの事件において裁判所が命令を下した場合は、かかる命令が自己の有利に下された者又はかかる者が複数いる場合は登録官が指示するその中の 1 名は、直ちに、かかる命令の公認謄本を、求められた場合は様式 45 と共に、庁に差し置くものとし、かつ、登録官は、それを俟って、必要に応じ登録簿を訂正又は変更することができる。

規則 122 裁判所の命令の公告

法に基づいて裁判所が命令を下した場合において、登録官は、命令が公にされるべきだと考えるときは、それを公報において公告することができる。

第 1 附則(規則 3)手数料

次に掲げる手数料を法に基づく出願，登録及びその他の事項に関して納付するものとする。かかる手数料は，すべての場合において，納付の対象である事項をする以前に納付しなければならない。

事項又は手続	金額		対応様式	
	N (ナイラ)	k (コボ)		
1	1 個の類に含まれる商品の指定に関する商標の登録出願について，他で課されないもの	6	00	様式 2
1a	1 個の類に含まれる商品の指定に係る第 25 条(1)に基づく連続商標の登録出願について	6	00	様式 2
1b	1 個の類に含まれる商品の指定に係る防護商標の登録出願について	6	00	様式 32
1c	1 個の類に含まれる商品の指定に係る証明商標の第 43 条に基づく登録出願について	4	00	様式 5
1d	1 個の類にすべては含まれない商品の指定に係る 1 個の証明商標の第 43 条に基づく同時に行われる登録出願について			
	各類に関して，類の数如何に拘らず総手数料は 80 ナイラを超えない。	4	00	様式 5
2	商標登録出願に関する決定の理由及び用いた材料の陳述に係る登録官に対する請求について	4	00	様式 4
3	第 20 条に基づく登録官への異議申立通知，	6	00	様式 6
3a	反対陳述書の提出について： 異議を申し立てられた各出願に係る第 20 条に基づく異議申立通知に対するもの，出願人による；又は第 31 条，第 32 条，第 38 条及び第 39 条の何れかに基づく出願に対するもの，各商標に関する所有者による；又は第 41 条若しくは第 42 条に基づく異議申立書に対するもの，異議を申し立てられた各申請又は変更に関するもので，所有者による	4	00	様式 7
3b	第 20 条に基づく各異議申立の聴聞，それぞれ及び異議出願人申立人による；又は第 31 条，第 32 条，第 38 条及び第 39 条の何れかに基づく出願の聴聞，それぞれ出願人及び所有者による；又は第 41 条若しくは第 42 条に基づく異議申立の聴聞，それぞれ所有者及び異議申立人による	6	00	様式 8

3c	法の第1附則第2段落(2)に基づく所轄の当局への異議申立通知, 異議を申し立てられた各申請に関して, 異議申立人による	6	00	様式 37
3d	法の第1附則第2段落(2)に基づく所轄の当局への異議申立書に対する反対陳述書の提出について, 異議を申し立てられた各申請に関し, 申請人による	4	00	様式 38
3e	法の第1附則第2段落(2)に基づく所轄の当局への各異議申立の聴聞について, それぞれ申請人及び異議申立人による	6	00	様式 39
4	1個の類に含まれる商品の指定に係る1個の商標登録について	6	00	様式 10
4a	1個の類に含まれる商品の指定に係る第25条(1)に基づく連続商標の1件の登録について			
	最初の標章に関して	6	00	
	その他の各標章に関して	2	00	様式 10
4b	1個の類に含まれる商品の指定に係る第43条に基づく証明商標の登録について	6	00	様式 10
4c	1個の類にすべては含まれない商品の指定に係る第43条に基づいて同時に行われた出願に基づく1件の証明商標の登録について			
	すべての各類に関して	6	00	様式 10
	類の数如何に拘らず手数料総額は120ナイラを超えない。			
4d	1個の類に含まれる商品の指定に係る防護商標の登録1件について	8	00	様式 10
5	商標の登録された記入への, 当該標章が新たに登録された標章と連合している旨の注記の追加各1件について	1	00	様式 10
5a	登録商標の間の連合の解消にかかる申請について	4	00	様式 20
6	その指定内の商品に関する登録商標の登録使用者の登録に係る出願について	8	00	様式 47
6a	そのそれぞれの指定内の商品に関する同一の登録所有者の複数の登録商標の同一の登録使用者の登録に係る出願について, それぞれの場合に同一の条件及び制限に従うことを条件として, 当該出願及び事件陳述書に含まれる,			
	所有者の最初の標章に関して	8	00	様式 74

	その他の各標章に関して	1	00	
6b	第 34 条(5)(a)に基づく単一の商標の所有者による申請であってその登録使用者の記入の変更に係るものについて	8	00	様式 48
6c	第 34 条(5)(a)に基づく複数の商標の所有者による申請であってその登録使用者の記入の変更に係るものについて、同一の使用者が登録されており、申請に含まれる、所有者の			
	最初の標章に関して	8	00	様式 48
	その他の各標章に関して	1	00	
6d	第 34 条(5)(b)に基づく、単一の商標の所有者又は登録使用者による、その登録使用者の記入の取消に係る申請について	4	00	様式 49
6e	第 34 条(5)(b)に基づく、複数の商標の所有者又は登録使用者による、その登録使用者の記入の取消に係る申請について 同一の使用者が登録されており、申請に含まれる、所有者の			
	最初の標章に関して	4	00	様式 49
	その他の各標章に関して	0	40	
6f	第 34 条(5)(c)に基づく、単一の商標の登録使用者の記入の取消に係る申請について	4	00	様式 50
6g	第 34 条(5)(c)に基づく、複数の商標の登録使用者の記入の取消に係る申請について 同一の使用者が登録されており、申請に含まれる、所有者の			
	最初の標章に関して	4	00	様式 50
	その他の各標章に関して	4	00	
6h	第 34 条(6)及び本規則の規則 101 に基づく、商標の登録使用者の記入の変更又は取消に関する手続 1 件に参加する意図の通知について	2	00	様式 51
7	第 50 条及び本規則の規則 89 に基づく有効性証明書の登録簿への記入及び公告に係る請求について 同一の使用者に関して登録されており、申請に含まれる、所有者の			
	最初の標章に関して	2	00	
	その他の各標章に関して	0	20	
7a	第 35 条(4)及び本規則の規則 78 に基づく、譲			

	渡 1 件による後続の商標所有者として法人を登録するための期間の延長に係る申請について			
	2 月を超えないもの	2	00	様式 15
	4 月を超えないもの	4	00	様式 15
	6 月を超えないもの	6	00	様式 15
8	使用中の商標の営業権なしの譲渡の公告に係る登録官の指示に係る申請について			
	最初の標章に関して	4	00	様式 40
	及び同一の権利移転と共に譲渡されるその他の各標章に関して	1	00	
8a	使用中の商標の営業権なしの譲渡の公告に係る指示の申請のための期間の延長に係る申請について、権利移転 1 件に関して			
	2 月を超えないもの	2	00	様式 41
	4 月を超えないもの	4	00	様式 41
	6 月を超えないもの	6	00	様式 41
9	単一の商標の譲渡又は移譲の場合の後の所有者の登録に係る出願について			
	所有権取得又は本規則施行の日から 6 月以内に行われた場合	8	00	様式 16 又は様式 17
	6 月の経過後であるが所有権取得又は本規則施行の日から 12 月以内に行われた場合	5	00	様式 16 又は様式 17
	所有権取得又は本規則施行の日から 12 月の経過後に行われた場合	10	00	様式 16 又は様式 17
9a	同一の名称の複数の商標の後の所有者の登録に係る出願について、ただし、権利の移転は何れの場合も同様。 所有権取得又は本規則施行の日から 6 月以内に行われた場合			
	最初の標章に関して	5	00	様式 16 又は様式 17
	その他の各標章に関して	1	00	
	6 月が経過した後であるが取得又は本規則施行の日から 12 月以内に行われた場合			
	最初の標章に関して	9	00	様式 16 又は
	その他の各標章に関して	1	00	17
	所有権取得又は本規則施行の日から 12 月の経過後に行われた場合			

	最初の標章に関して	10	00	様式 16 又は 様式 17
	その他の各標章に関して	1	00	
10	所有権又は使用者の身元に変更がなかった場合の、単一の商標の所有者又は登録使用者の名称又は説明の変更に係る申請について	2	00	様式 22
10a	所有者又は使用者の身元に変更がなかった場合の、同一の名称の複数の商標の所有者又は登録使用者の名称又は説明の変更に係る申請について。変更の内容はそれぞれの場合について同様			
	最初の標章に関して	2	00	様式 22
	その他の各標章に関して	0	40	
11	最後の登録の失効時の商標登録更新について	10	00	様式 12
11a	最後の登録の失効時の第 25 条(1)に基づく連続商標の登録更新について			
	連続の最初の標章に関して	10	00	様式 12
	連続のその他の各標章に関して	1	00	
11b	複数の類の商品に係る同一日付の同一の証明商標の登録更新について、それぞれの類に関して 類の数如何に拘らず手数料総額は 200 ナイラを超えない。	10	00	様式 12
11c	規則 69 に基づく追加手数料	2	00	様式 13
11d	規則 70 に基づく回復手数料	8	00	様式 14
12	単一の登録商標に追加又は変更を施すための許可に係る登録官への申請について	8	00	様式 26
12a	同一の所有者の複数の登録商標であって同一の標章であるものに追加又は変更を施すための許可に係る登録官への申請について。施す追加又は変更の内容はそれぞれの場合について同様			
	最初の標章に関して	8	00	様式 26
	その他の各標章に関して	4	00	
12b	登録商標に追加又は変更を施すための許可に係る申請に対する異議申立通知について 異議を申し立てられる各申請に関して	6	00	様式 44
13	商標の登録所有者又は登録使用者の業務宛先の 1 又は 2 以上の記入の変更について。ただ			

	し、各場合の宛先が同一でかつ変更内容も同一であるものとする。(規則 82 に基づいて免除された場合を除く。)			
	最初の記入に関して	2	00	様式 19
	その他の各記入に関して	0	40	
14	登録簿の訂正又は変更の登録簿への記入それぞれについて。その他の変更はないものとする。	4	00	様式 45
15	当該商標の登録所有者の申請に基づく、登録簿の商標の記入又はその一部の取消について	1	00	様式 23 又は 様式 24
16	第 31 条、第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づく登録簿の訂正又は登録簿からの商標の抹消に係る申請について	10	00	様式 27
16a	第 31 条、第 32 条、第 38 条及び第 39 条の何れかに基づく、登録簿の訂正又は登録簿からの商標の抹消に係る手続への参加の許可に係る申請について	6	00	様式 28
17	事務的な誤りの訂正又は申請の訂正の許可に係る、別途手数料を課されない請求について	2	00	様式 21
18	権利の部分放棄又は付記の登録簿への記入に係る商標の登録所有者による請求について	2	00	様式 25
19	規則 94 に基づく、証明商標の登録の抹消若しくは変更又は証明商標若しくは同一の登録所有者の複数の証明商標であって規約が実質的に同一であるものの寄託された規約の変更に係る所轄の当局への申請について	6	00	様式 36
19a	証明商標の登録所有者による、その寄託された規約の変更の許可に係る所轄の当局への請求について			
	かかる登録 1 件に係る規約に関して	4	00	様式 35
	その他の各登録にかかる同一であるか又は実質的に同一である規約であって同一の方法で変更を意図しており、同一の請求に含まれるものに関して	1	00	
20	規則 6 に基づく、指定の変更に係る登録所有者による出願について	1	00	様式 42
21	登録商標(単数又は複数)の指定(単数又は複数)の変更に對する異議申立の通知について			
	1 個の標章に関して	6	00	様式 43

	同一の指定を伴う同一の所有者のその他の各標章に関して	1	00	
22	1 個の類に関する規則 118 に基づく調査について			
	規則 22 に基づく登録官の助言に係る申請を伴わないもの	3	00	様式 29
	規則 22 に基づく登録官の助言に係る申請を伴うもの	4	00	様式 29
23	規則 22 に基づく登録官の予備的助言に係る請求について。1 個の類に関して提出された各商標に関して	1	00	様式 30
24	商標登録に係る登録官の証明書(第 22 条(3)に基づく証明書以外のもの)について	1	00	様式 31
24a	第 25 条(1)に基づく連続商標の登録に係る登録官の証明書(第 22 条(3)に基づく証明書以外のもの)について	2	00	様式 31
25	商標の登録所有者又は登録使用者の送達宛先の記入(単数又は複数)の取消又は実行(それぞれの場合の宛先が同一であるとき)について、それぞれの場合に登録の後の申請に基づいて			
	最初の記入に関して	1	00	様式 33
	当該申請に含まれる他の各記入に関して	0	40	
26	変更申請 1 件に含まれる登録募中の送達宛先の単数又は複数の記入(それぞれの場合の宛先及び変更が同一であるとき)の変更について			
	最初の記入に関して	1	00	様式 33
	その他の各記入に関して 記入の数如何に拘らず、手数料総額は 100 ナイラを超えない	0	40	
27	登録簿又は異議申立に関連する異議申立書、反対陳述書若しくは決定又は特定の商標に関する登録簿の訂正に係る申請の閲覧について、各 15 分間に関して	0	40	
28	分類された商標の表示の調査に係る許可について、各 15 分間に関して	0	40	
29	書類の公認謄本について、100 語ごとに関して	0	20	
30	書類の写真複写について	費用は合意に基づ		

		く		
31	公認謄本, 手書, 写真又は印刷物の認証について	1	00	
32	商標の版木の幅若しくは奥行又は幅及び奥行が 21 インチを超える場合の, 公報での公告の余分のスペースについて			
	幅 21 インチを超える各インチ又はインチの一部に関して	0	80	
	奥行 21 インチを超える各インチ又はインチの一部に関して	0	80	

第2附則 様式の一覧

様式		対応手数料
1	代理人の授権	—
2	商標の登録出願	1, 1d
3	商標の追加の表示	—
4	決定に係る理由の陳述書の請求	2
5	証明商標の登録出願	1c, 1d
6	商標登録出願に対する異議申立通知	3
7	商標登録出願に対する登録官への異議申立に対する反対陳述書	3a
8	聴聞出席に係る登録官への通知	3b
9	登録未完了の通知	—
10	商標登録に係る手数料	4, 4a, 4c 又は 4d 及び 5
11	商標登録証	—
12	商標の登録更新	11, 11a 又は 11b
13	更新手数料に添える追加手数料	11c
14	手数料不のために抹消された商標の回復	11d
15	第35条(4)に基づく商標の後続の所有者として法人の名称の登録簿への登録に係る期間の延長のための規則78に基づく申請	7a
16	後続の所有者としての譲受人の登録に係る登録所有者及び譲受人による請求	9 又は 9a
17	商標の後続所有者の登録に係る登録官に対する請求	9 又は 9a
18	後続の所有者の名称の登録簿への記入に係る請求を裏付ける宣言	—
19	登録簿の業務宛先の変更に係る請求	13
20	第27条(2)及び本規則の規則63に基づく登録商標間の連合の解消に係る申請	5a
21	事務的誤り等の訂正に係る請求	17
22	商標の登録所有者(又は登録使用者)の名称又は説明の変更の記入に係る請求	10 又は 10a
23	登録簿への商標の記入の取消に係る登録所有者による申請	15
24	商標が登録されている商品からの商品の抹消に係る登録所有者による申請	15
25	権利の部分放棄又はそれに関する付記の登録に係る登録所有者による請求	18
26	登録商標への追加又は変更に係る第41条に基づく申請	12 又は 12a
27	登録簿の訂正又は登録簿からの商標の抹消に係る登録官に対する申請	16

28	登録簿の訂正又は登録簿からの商標の抹消に関する手続への参加許可に係る申請	16a
29	規則 118 に基づく調査に係る請求	22
30	予備的助言の請求	23
31	登録官の一般的証明書(商標登録証を含む)の請求	24 又は 24a
32	防護商標の登録に係る第 32 条に基づく出願	1b
33	送達宛先の記入, 変更又は置換に係る登録所有者による請求	15 又は 26
34	証明商標の使用に適用される規約	—
35	証明商標の使用に関して寄託された規約の変更に対する所轄の当局の同意に係る請求	19a
36	登録簿中の証明商標に関する記入の抹消若しくは変更又は寄託された規約の変更に係る命令を所轄の当局に求める申請	19a
37	証明商標の登録出願に対する異議申立通知	3c
38	証明商標の登録出願に対する異議申立に応答する反対陳述書	3d
39	証明商標の登録出願に対する異議申立に係る所轄の当局による聴聞への出席通知	3e
40	業務の営業権とは無関係の商標譲渡の公告の指示に係る登録官に対する申請	8
41	業務の営業権とは無関係の商標譲渡の公告に係る登録官の指示を申請するための期間の延長に係る申請	8a
42	第 3 附則から第 4 附則への指定の変更に係る申請	20
43	指定の変更に係る提案に対する異議申立通知	20a
44	登録商標への追加又は変更の申請に対する異議申立通知	12b
45	商標登録簿の変更又は訂正に係る裁判所の命令の通知	14
46	裁判所による有効性証明書の注記の記入及び公告に係る請求	7
47	登録使用者の登録に係る出願	6 又は 6a
48	登録使用者の商品又は条件若しくは制限に関する登録の変更に係る登録所有者による申請	6b 又は 6c
49	商標の登録使用者の記入の取消に係る商標の登録所有者又は登録使用者による申請	6d 又は 6e
50	商標の登録使用者の記入の取消に係る申請	6f 又は 6g
51	商標の登録使用者の記入の変更又は取消に係る手続への参加の意図の登録官への通知	6h

様式(省略)

第3附則(規則5)商品の分類

第1類	製造, 写真又は理学研究に使用する化学物質及び防食剤
第2類	農業, 園芸, 獣医科及び衛生の目的で使用する科学物質
第3類	医療及び薬剤での使用のために調合する化学物質
第4類	他類に含まれない製造に使用する生の又は部分的に加工された植物性, 動物性及び鉱物性の物質
第5類	製造に使用する未加工の及び部分的加工した金属
第6類	すべての種類の機械及び機械の部分, 第7類に含まれる農業用及び園芸用の機械を除く
第7類	農業用及び園芸用の機械類並びにかかる機械類の部品
第8類	理学用器具, 科学用器具及び有用な目的のための装置; 教習のための器具及び装置
第9類	楽器
第10類	時計器具
第11類	外科若しくは治療の目的での, 又は人間若しくは動物の健康に関する器具, 装置及び薬を用いない考案品
第12類	刃物及び縁取り用工具
第13類	他類に含まれない金属品
第14類	貴金属品(アルミニウム, ニッケル, ブリタニアメタル等を含む)及び宝飾品並びにかかる商品及び宝飾品の模造品
第15類	ガラス
第16類	磁器及び陶器
第17類	建物用又は装飾用の鉱物及びその他の物質からの製品
第18類	工学用, 建築用及び建物用の考案品
第19類	武器, 弾薬及び第20類に含まれない用品
第20類	爆発物
第21類	第19類及び第20類に含まれない造船装置及び造船設備
第22類	客車
第23類	(a) 糸巻き又は巻き枠を用いていない綿糸及び木綿のより糸 (b) 糸巻き又は巻き枠を用いた木綿のより糸
第24類	すべての種類の綿織物
第25類	第23類, 第24類及び第38類に含まれない綿製品
第26類	リンネル及び麻の織り糸及び糸
第27類	リンネル及び麻の反物
第28類	第26類, 第27類及び第50類に含まれないリンネル及び麻製品
第29類	ジュートの織り糸及び織物並びに第50類に含まれないジュート製のその他の物品
第30類	絹の紡ぎ糸, より糸又は縫い糸
第31類	絹反物
第32類	第30類及び第31類に含まれないその他の絹製品

第 33 類	羊毛の織り糸，梳毛糸又は毛
第 34 類	羊毛の衣服及び織物，梳毛糸又は毛
第 35 類	第 33 類及び第 34 類に含まれない羊毛の梳毛製品
第 36 類	絨毯，床敷き及び油布
第 37 類	革，未加工及び加工した皮並びに他類に含まれない革製品
第 38 類	衣料品
第 39 類	紙(壁紙を除く)，文房具及び製本
第 40 類	他類に含まれないゴム及びグタペルカからの製品
第 41 類	家具及び室内装飾用品
第 42 類	食品又は食品の材料として使用する物質
第 43 類	醗酵酒及び蒸留酒
第 44 類	天然及び人工の鉱水及び炭酸水。ジンジャービールを含む。
第 45 類	タバコ。製造されていると否とを問わない。
第 46 類	農業及び園芸の目的での種子
第 47 類	ろうそく，通常のせっけん，洗剤；照明，暖房及び潤滑油；マッチ；並びに糊，青み剤及び洗濯の目的でのその他の剤
第 48 類	香料類(化粧品，歯及び髪用の剤並びに香料入りせっけんを含む)
第 49 類	他類に含まれないすべての種類のゲーム及びスポーツ用品
第 50 類	<p>雑</p> <p>(1) 象牙，骨又は木材からの製品で，他類に含まれないもの</p> <p>(2) 藁又は草からの製品で，他類に含まれないもの</p> <p>(3) 動物性及び植物性の物質からの製品で，他類に含まれないもの</p> <p>(4) タバコパイプ</p> <p>(5) 傘，ステッキ，髪用のブラシ及びくし</p> <p>(6) 家具，クリーム，磨き粉</p> <p>(7) 防水布，テント，干草覆い布，ロープ及び撚りひも</p> <p>(8) 貴金属以外のすべての種類のボタン又はこれらの模造品</p> <p>(9) すべての種類のパッキング及びホース</p> <p>(10) 前記の類に含まれない品</p>

第4附則(規則5)商品の分類

類の名称

(物品又は装置の部分は、一般に、物品又は装置そのものと共に分類されるが、かかる部分が他類に含まれる物品を構成する場合を除く。)

1. 工業，科学，写真，農業，園芸，林業に使用する化学品；林業；肥料(天然及び人造のもの)。消火剤；焼戻し剤及びはんだ付け剤；食品保存用化学剤；なめし剤；工業用接着剤。
2. ペイント，ワニス，ラッカー；防錆剤及び木材保存剤；着色剤，染料；媒染剤；樹脂；塗装用及び装飾用の金属箔及び金属粉。
3. 漂白剤，その他の洗濯に用いる物質；清浄剤，つや出し剤，擦り磨き剤及び研磨剤；せっけん；香料，精油，化粧品，ヘアローション；歯磨き。
4. 工業用油及びグリース(食用油及び料理用ヘット並びに精油を除く)；潤滑剤；塵埃吸収剤及び塵埃吸着剤；燃料(原動機用燃料を含む)及びイルミネラント；ろうそく，終夜灯及び灯芯。
5. 薬剤，獣医科用剤及び衛生用剤；乳幼児及び病人用食品；プラスター，包帯用品；歯科用充てん材料，歯科用ワックス；消毒剤；除草剤及び防虫剤。
6. 未加工及び半加工金属及びその合金；いかり，金敷，ベル類，圧延及び鑄造建築用材料；鉄道線路用レールその他の金属材料；チェーン(車両用駆動チェーン除く)；ケーブル及び針金(電氣的でないもの)；錠前；金属管及びチューブ；金庫及び錢箱；鋼球；蹄鉄；釘とねじ；他類に含まれない非貴金属物品；鉱石。
7. 機械及び工作機械；原動機(乗物用を除く)；連結機及び調帯装置(乗物用を除く)；大型農業器具；ふ卵器。
8. 手動工具及び器具；刃物，フォーク及びスプーン；携帯用武器。
9. 科学，航海，測量及び電気装置及び器具(無線用を含む)，写真，映画，光学，計量，測定，信号，検査(管理)，救命及び教習装置及び器具；貨幣又はカウンター不使用装置；録音機；金銭登録機；計算機；消火装置。
10. 外科用，内科用，歯科用，獣医科用器具及び装置(義肢，義眼及び義歯を含む)。
11. 照明，暖房，蒸気発生，料理，冷却，乾燥，換気，給水及び衛生用装置。
12. 乗物；陸上，空中又は水上移動装置。
13. 火器；弾薬及び銃砲弾；爆発物；花火。
14. 貴金属及びその合金並びに貴金属製品及び貴金属被覆品(刃物，フォーク及びスプーンを除く)；宝飾品，宝石；時計その他の計時用具。
15. 楽器(録音機及び無線装置をのぞく)。
16. 紙及び紙製品，板紙及び板紙製品；印刷物，新聞及び定期刊行物，書籍；製本用材料；写真；文房具，接着剤(文房具)；美術用材量；絵筆，タイプライター及び事務用品(家具を除く)；教育用材(装置を除く)；トランプ；(印刷用)活字及びステロ版。
17. グタペルカ，弾性ゴム，バラタ及びその代用品，これらの物質製の物品で他類に含まれないもの；パッキング，充てん又は絶縁用材料；アスベスト，雲母及びその製品；ホース非(金属製)；製造業用にシート，塊，棒及びチューブに成形されたプラスチック。
18. 皮革及び皮革模造品並びにそれらの製品で他類に含まれないもの；獣皮，トランク

- 及び旅行用バッグ；傘，日傘及びステッキ；むち，馬具
19. 建築材料，天然石及び人造石，セメント，石灰，モルタル，プラスター並びに砂利；陶器製又はセメント製管；道路建設材料；アスファルト，ピッチ及びビチューメン；移動家屋；石碑；煙突の通風管
20. 家具，鏡，絵画用額；他類に含まれない木製品，コルク製品，葦製品，籐製品，柳細工製品，角製品，骨製品，象牙製品，鯨骨製品，貝製品，琥珀製品，真珠母製品，海泡石製品，セルロイド製品及びこれら材料の代用品による製品。
21. 小型家庭用器具及び容器(基金属製又はそれで被覆されたものでないもの)；くし及びスポンジ；ブラシ(絵筆以外のもの)；ブラシ製造用材；清浄用器具及び材料；スチールウール；他類に含まれないガラス，磁器及び陶器製品。
22. ロープ，ひも，網，テント，日よけ，防水布，帆，袋；詰め物材料(毛髪，カボック，羽毛，海草等)；織物用の未加工繊維。
23. 糸，より糸
24. 織物(反物)；ベッド及びテーブルカバー；他類に含まれない織物製品。
25. 衣類(長靴，短靴及びスリッパを含む)。
26. レース及び刺繍品，リボン及び打ちひも；ボタン，押しボタン，かぎホック，ピン及び針；造花。
27. カーペット，ラグ，マット及び敷物；リノリウム及びその他の床用敷物；壁掛け(織物以外のもの)
28. ゲーム用品及びおもちゃ；体育運動用品(衣類を除く)；装飾品及びクリスマスツリー用装飾品。
29. 食肉，魚，家禽及び食用猟鳥獣肉；肉汁；保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜；ゼリー，ジャム；卵，牛乳及びその他酪農製品；食用油及びヘット；缶詰，つけ物類。
30. コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー；メリケン粉及び穀物加工品；パン，ビスケット，菓子，練り菓子及び糖菓，アイスクリーム，蜂蜜，糖蜜；酵母，ベーキングパウダー；塩，からし；こしょう，酢，ソース；香辛料；氷。
31. 農業，園芸及び林業製品並びに他類に含まれない穀物類。動物；生果及び生野菜；種子，自然の植物及び花；飼料，麦芽。
32. ビール；鉱水及び炭酸水並びにその他のアルコールを含まない飲料；シロップ及びその他の飲料製造用品。
33. ぶどう酒，蒸留酒及びリキュール。
34. タバコ(生又は製品)；喫煙用具；マッチ。